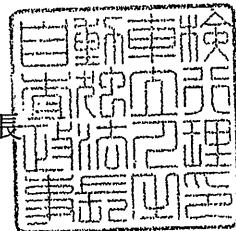




自業業第 38 号の 2
平成 17 年 6 月 27 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車検査独立行政法人理事長



最大安定傾斜角度の測定について

平素より、当法人の業務につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、自動車の最大安定傾斜角度については、実測により、又は最大安定傾斜角度の計算書等を参考に行ってきましたところです。しかしながら、今般、検査の際に提出した最大安定傾斜角度の計算書について、当該自動車が保安基準に適合しない状態であったにもかかわらず、適合する旨の内容であった事実が確認されました。

このため、最大安定傾斜角度の審査方法について、傾斜角度測定機を使用する具体的な条件を含めた検討を行うため、傾斜角度測定機を使用した試行を行うこととし、別添のとおり各検査部長及び各事務所長に通知したところです。ついては、貴会におかれでは、貴会会員に対しこの旨周知されるとともに、試行の実施に当つて御協力願います。

自業業第 38 号
平成 17 年 6 月 27 日

各検査部長 殿
各事務所長 殿

理 事 長

最大安定傾斜角度の測定について（試行）

今般、改造事業者が検査の際に提出した最大安定傾斜角度の計算書について、当該自動車が保安基準に適合していない状態であったにもかかわらず、適合する旨の内容であった事実が確認されたところである。

一方、最大安定傾斜角度の測定に係る取扱いについては、現行の審査事務規程において「傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定できるときに限り、視認等により審査することができる。」と規定されており、傾斜角度測定機を使用する条件等が明確に規定されていない。

このため、傾斜角度測定機を使用する具体的条件を含めた最大安定傾斜角度の審査方法について検討を行うため、下記により、傾斜角度測定機による実測の試行を行われたい。ただし、傾斜角度測定機の能力の制約により実測できない場合又は現車審査を行う事務所に傾斜角度測定機が設置されていない場合は、従前どおり取り扱うものとする。

記

1. 新規検査等における最大安定傾斜角度の審査方法

- ① 次の検査においては、原則として傾斜角度測定機を用いて最大安定傾斜角度を審査する。
 - ア. 新規検査（中古新規検査にあっては、最大安定傾斜角度が減少するような改造が行われている場合に限る。）
 - イ. 予備検査（抹消登録証明書又は予備検査証が提示された場合にあっては、最大安定傾斜角度が減少するような改造が行われている場合に限る。）
 - ウ. 構造等変更検査（最大安定傾斜角度が減少するような改造が行われている場合に限る。）
- ② ①にかかわらず、次のいずれかに該当する自動車は、審査事務規程に適合するものとして取り扱ってよい。ただし、基準の適合性に疑義のある自動車及び理事長が

指定した自動車については、傾斜角度測定機を用いて審査するものとする。

ア. 型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入車特別取扱自動車と同一と認められる自動車

イ. 審査事務規程に規定する計算方法による計算書又は改造施工者等が作成した設計段階での計算書が提出された自動車であって、当該計算書のバネのたわみ値を減じる前の計算値が当該自動車に適用する基準値に対して 12° 以上の余裕を有するもの（車両重量、重心高等が大幅（小型自動車±50kg以上、普通自動車±100kg以上）に相違する自動車を除く。）

ウ. 傾斜角度測定機を有し、かつ、能力を有する者が発行した最大安定傾斜角度測定結果表（いわゆる「実測証明書」）が提出された自動車（最大安定傾斜角度測定結果表と車両重量が相違する自動車を除く。）

エ. アの自動車を基に、テールゲートを追加した自動車、燃料タンクを増設した自動車、床面に鉄板を張った自動車、バケットを変更した大型特殊自動車等であつて、重心高の増加が僅少と考えられるもの

オ. 乗用自動車のうち車体の形状が箱型、幌型若しくはステーションワゴンであるもの又は貨物自動車のうち車体の形状がピックアップ、ボンネット、キャブオーバ、バン、トラクタ、ダンプ若しくはトレーラであるもの（ハイリフト車、クレーン付車（4段格納以上のものに限る。）等重心高が著しく高くなる架装を行った自動車を除く。）

カ. 改造された自動車であつて、当該改造内容と同一の改造内容の自動車が同一事務所等において傾斜角度測定機を用いた審査に合格しているもの

2. 試行時期等及び報告

① 平成17年8月の1か月間試行するものとする。

なお、試行実施に先立ち、別添（掲示の例）を参考とし、受検者への周知に努めること。

② 平成17年8月の1か月間において傾斜角度測定機を用いて審査を行った自動車の実測結果を別紙に取りまとめて、平成17年9月14日までに業務部業務課に報告するものとする。

自業業第 39 号
平成 17 年 6 月 27 日

各検査部長 殿
各事務所長 殿

理 事 長

「最大安定傾斜角度の測定について（試行）」に係る理事長が指定した自動車について

理事長通達（「最大安定傾斜角度の測定について（試行）」（平成 17 年 6 月 27 日付け自業業第 38 号））の記 1. ②に基づく「理事長が指定した自動車」は、下記のとおりとする。

記

ふそうエンジニアリング株式会社から、最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度測定結果表について提出があった自動車